

町会灯電気代支援事業について

(令和 7 年度 申請方法のご案内)

平素より尼崎市道路行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。

尼崎市では本年度より町会灯電気代支援事業を行います。

この事業は地域に設置される町会灯の LED 灯具の電気代について支援することにより、地域の安心安全を確保することを目的としております。この資料では『町会灯電気代支援金』についての制度概要と申請についての手続き方法を記します。

申請書受付期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

※持参の場合の受付時間は開庁日の 9 時から 17 時までとします。

閉庁日の到着は翌開庁日を受付日とします。

※申請を受けてから、本市の処理に時間を要するためお早目に申請を頂いた方が早めの支援が可能となります。

1. 町会灯電気代支援金制度の概要

本制度は町会・自治会等が維持管理する街路灯（町会灯）について、LED 灯具電気代を支援する制度です。

支援金の対象となる要件は下記のとおりとなります。

◇支援金の対象経費

- ・ LED 灯具の電気代

◇支援対象となる LED 灯具の基準

- ・ 電力会社に申請する電気容量が 10W 以下の LED 灯具※

※LED 灯具でも電気容量が 10W 以下になっていない場合、町会様等から電気工事業者に変更申請をお願いして頂く必要があります、その際、費用が掛かる可能性がございます。

詳細は申請受付後、ご説明します。

- ・ 設置間隔は、尼崎市街路灯設置基準と同様の 30m 程度に 1 基

※ただし、直線距離が 30m に満たない場合は各直線区間につき 1 基

- ・ 設置場所は私道のうち、公益性が高く公道を補完している、（私道の両端もしくは片端が公道に接続している）または市が管理する狭あいな公道において、市の街路灯設置が困難な場所
- ・ 周辺への光害を考慮し、申請団体が地先交渉を行ったうえで設置しているもの
- ・ 電気事業者と締結している電気供給契約が定額制電灯で行われているもの。
- ・ LED 灯具の電気供給契約を単独で締結しているもの。（LED 灯具以外（防犯カメラ、コンセント、その他の電気設備）の電気供給契約が含まれているものは対象外です。）

◇支援金の受け取りについて

- ・ 支援金の受け取りについては、現在申請団体様と電気事業者間で行っておられる電気料金の支払いの請求先を市へ変更し市が直接電気事業者へ支払います。申請団体様と市の間での現金の授受は行いません。請求先の変更については、市で行います。
- ・ 電気代の請求先変更後、変更日までの電気料金については申請団体様でお支払いいただきますのでご了承ください。

※団地、マンション等の敷地内において設置者、維持管理者が申請者と異なる場合や敷地内の街灯については対象外となりますのでご注意ください。

2.申請の手続きについて

① 交付申請書（様式1号）の提出・・受付期間 令和7年7月1日

～11月28日まで

必要添付書類

- ・ 契約情報開示承諾書（指定様式）
- ・ 電気事業者が発行する請求内訳書（直近3カ月以内）
- ・ 町会灯の位置図及び支援対象灯具の設置状況がわかる資料（写真等）



② 交付決定通知書（様式2号）及び町会灯台帳の受理

市より支援対象箇所の確認並びに電気事業者との契約状況の確認を行った上で、電気事業者の請求書送付先を変更し支援対象となる灯数をお知らせいたします。

○交付決定後次年度以降の手続きについて

① 町会灯台帳提出依頼の受理（申請年度の翌年度以降支援対象期間中毎年度必要）

翌年度以降は年度ごとに様式1号の提出は必要となりませんがそれに代わり、市が送付する町会灯台帳から支援対象灯具の現況をご確認頂き町会灯台帳を修正願います。



② 町会灯台帳の送付

①で修正した町会灯台帳を市へ提出してください。町会灯台帳受領をもって当該年度の申請に代えさせていただきます。



③ 交付決定通知書（様式2号）の受理

市より町会灯台帳の確認の後、支援対象となる灯数をお知らせいたします。

3.その他

- ・各種申請書、要綱、手続き説明等につきましては令和7年7月1日よりホームページで公開しております。

◇尼崎市ホームページ『町会灯電気代支援事業について』

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/tosi_seibi/douro/1034394.html

- ・町会灯電気代支援事業は令和5年度から4年間の実施を予定しております。

※申請状況によって、内容を変更する場合があります。

※電気代支援金交付については令和9年以降も継続する予定ですが、事業費見直し等により変動する場合はございます。

申請書提出及びお問い合わせ先

都市整備局 土木部 道路維持担当

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23-1（中館6階）

電話番号：06-6489-6486